

服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp

<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 18 年 11 月特別号



良好な労使関係をめざして

紛争の未然防止だけでなく、紛争のよりよい解決にも力を発揮します
個別労使紛争解決手続代理業務資格（平成19年4月1日発効）を取得

労働者と使用者の間で生じる、解雇、賃金、配転等の紛争に当たって、その解決手続を代理することができる資格（＝特定社会保険労務士）を、この度取得しました。公的機関に寄せられる相談は年々増加し、年間数十万件（実際は百万件以上と言われる）に上っています。

法律と判例に基づき、依頼者の立場に立って、代理人としての職務を果たすことが求められる資格です。

もちろん一番大事なのは、紛争の未然防止です。が、不幸にして労使紛争になった場合でも、最前の解決をめざして、依頼者のために力を尽くします。どうぞ、ご相談下さい。

11月の生活ホットニュース

高額療養費の「払戻し方式」を 「上限支払い方式」に

厚生労働省は、高額療養費について、超過分を後から払い戻す現在の方式を、70歳未満の入院治療については窓口で上限額だけを支払う方式へと変更する方針を固めました。

申請の手間を省くとともに、政官健保だけで年間約70万件あるといわれる申請漏れによる医療費の払い過ぎを解消するのがねらいです。来年4月から実施の予定です。

自己都合退職者の失業手当を制限へ

厚生労働省は、自己都合で退職した人が失業手当を受給するのに必要な保険料納付期間を、現在の6か月から最低でも12か月に延長する方針を示しました。同省の調査によると、過去3年間で失業手当を複数回受給した人は約19万人（受給者全体の3.4%）に上っており、頻繁な受給を抑制したい考えです。来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出する方針です。

年金見込額などを

加入者全員に年1回通知へ

政府は、保険料の納付記録や将来受け取れる見込額を、公的年金の加入者全員に年1回通知する「ねんきん定期便」の概要を示しました。2008年度から本格的にスタートさせ、20～49歳には過去に支払った保険料の総額 通知時点での途中段階の年金額 年金を受け取れるようになる時期を知らせ、50歳以上には途中段階の年金額に加えて受給開始年齢に達した時点で受け取れる年金見込額も知らせる予定です。

労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料第3期分の納入通知ハガキを

まもなくお届けする予定です。

口座振替日は12月4日(月)です。

年末の慌ただしい時期ではありますが、
ご留意のほど、よろしくお願いします。